

| |
|-------|
| 会 議 録 |
|-------|

| | |
|--------------------------|---|
| 会議の名称 | 令和4(2022)年度第3回枚方市NPO活動応援基金支援審査会 |
| 開催日時 | 令和5年(2023年) 1月20日(金曜) 11時00分から 13時00分まで |
| 開催場所 | WEB会議システムを利用したオンライン開催 (枚方市役所別館4階 特別会議室) |
| 出席者 | 会 長：海老原智子委員 副会長：山田裕子委員 委 員：北真収委員、津浦啓子委員、中嶋貴子委員 |
| 欠席者 | 1名(余田圭二郎委員) |
| 案 件 名 | 1. 事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について 2. その他 |
| 提出された資料等の 名称 | 資料① 枚方市NPO活動応援基金補助可能額(令和4年12月31日現在) 資料②-1 枚方市NPO活動応援基金の補助内容の見直しについて 資料②-2 様式第4号(事業計画書)・様式第5号(事業収支予算書) 資料②-3 採点基準(案) 資料③ 募集要項案 参考① 委員一覧 |
| 決 定 事 項 | 事務局が提案した補助内容の見直し案を承認する。募集要項及び申請様式・採点基準の事務局案については、概ね承認するが、一部内容に修正を要する意見を附す。 |
| 会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由 | 公開 |
| 会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍聴者の数 | 0人 |
| 所管部署 (事務局) | 市長公室 市民活動課 |

審 議 内 容

1 開 会

○ 海老原会長

定刻となりましたので、これより 令和4年度 第3回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

それでは案件に入る前に、まず、委員の出席状況について事務局より報告願います。

○ 事務局

本日は、委員6名中、5名の出席を頂いており、委員の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第3項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本審査会の公開・非公開についてご説明いたします。本市では、会議の公開、非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程を定めており、第3条で、審査会の会議は特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。

なお、審査会の会議の「公開」または「非公開」の決定は、当該会議に諮って行うものとされております。

○ 海老原会長

前回に引き続き、今回の審査会も「公開」することよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

審査会について「公開」と決定します。

○ 事務局

会議録についても、同様に同規程第7条に定められており、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされております。

○ 海老原会長

会議録についても「公表」することよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

会議録について「公表」と決定します。

○ 事務局

本日の審査会につきましては、傍聴者はありません。

○ 海老原会長

それでは、案件に入ります前に、本日の配付資料の確認、本日の予定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○ 事務局

それでは、配布資料の確認を行います。

(配布資料の説明)

本日の案件でございますが、
案件（１）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について、
案件（２）その他
を予定しております。

2 議 題

<案件（１）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について>

○ 海老原会長

では「案件（１）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」に入ります。
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

それでは最初に資料①「枚方市NPO活動応援基金補助可能額」の説明をいたします。
「（１）寄附金額」につきましては、令和４年１月１日から１２月３１日までに本基金でお受けした寄附金額をお示ししています。本基金への寄附金額ですが、その総額は２９８万
７,１２３円でございます。寄附種別ごとの内訳及び寄附件数は、一般寄附が６３件で
２６１万２,１２３円、団体希望寄附として、「ひらかた生物飼育部LABO」への寄附が２件で
１２万円、「陽だまりの会」への寄附が３件で１２万円、「枚方市手話通訳協会」への寄附
が１件で５万５,０００円、「ひまわり七宝」への寄附が１件で１万円、「関西生活文化研
究会おでかけ」への寄附が２件で５万円、「子ども食堂ファンクラブ」への寄附が１件
で２万円ございました。

続きまして、「（２）基金残高」では、前年度からの繰越金をお示ししております。
基金残高の総額は、１２４万９,４２８円でございます。うち、一般寄附としての繰越は、基金
利子を含みまして１１５万９,４２８円でございます。このうち、令和３年度の補助金として
一度交付決定されたものの、対象事業の変更等に伴い、令和３年度末に返還されたもの
が２６万５,０００円、令和４年度の補助金交付決定後に、交付辞退があった１２万３,０００円
を含んでいます。団体希望寄附の繰越は、「ちいさいほいくえんみんなの里」の５万
円、「子ども食堂ファンクラブ」の４万円で、令和４年度補助金交付の希望がなかった
ため、繰り越しとなったものです。

続きまして、「（３）補助可能額」につきましては、「（１）寄附金額」と「（２）基金残
高」の合計額をお示ししています。補助可能額の総額としては、４２３万６,０００円、うち、
一般寄附の補助可能額は、千円未満を切り捨てた３７７万１,０００円、団体希望寄附につ
きましては、「ひらかた生物飼育部LABO」が１２万円、「陽だまりの会」が１２万円、
「枚方市手話通訳協会」が５万５,０００円、「ひまわり七宝」が１万円、「関西生活文化
研究会おでかけ」が５万円、「ちいさいほいくえんみんなの里」が５万円、「子ども食
堂ファンクラブ」が６万円でございます。

続きまして、資料②-１「枚方市NPO活動応援基金の補助内容の見直しについて」の説
明をいたします。お手元の資料②をご覧ください。前回の審査会で皆様からいただいた
ご意見を踏まえ、本基金の補助内容の見直しを行うものです。

１点目の見直しは、「一般寄附を活用する場合の補助申請回数に上限を設ける」点で
す。１事業３回までとする上限を設け、NPO法人が実施する事業の自立性の促進を図りま

す。なお、団体希望寄附の活用については、制限を設けないため、同一事業の4回目以降の補助金交付申請では、団体希望寄附のみ申請可能とします。

2点目の見直しは、「一般寄附の補助額上限を設け、補助率を変更する」点です。一般寄附を活用する補助申請を行う場合、1回目は、上限30万円、補助対象経費の全額補助、2回目は、上限30万円、補助対象経費の75%まで補助、3回目は、上限30万円、補助対象経費の50%まで補助とし、新規事業を行う法人の負担や不安を軽減し、事業自立へ向けた取り組みを図ります。

3点目の見直しは、「申請様式を変更する」点です。お手元の資料②-2「事業計画書(様式第4号)」をご覧ください。「1. 事業の目的」について、「長期的な視点」又は「短期的な視点」に分けて、ご記入いただけるよう、対象項目へ明示を行いました。

「長期的な視点」については、「(1)取り組みたい課題」、「(2)動機・きっかけ」、「(3)取り組みたい課題の原因」、「(4)取り組みたい課題の解決・改善策」を、「短期的な視点」については、「(5)申請事業の目的」、「(6)申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法」をご記入いただく様式に変更いたします。

「4. 事業実施の体制」については、「(1)人員体制」、「(2)事業対象者の見込み数」、「(3)その他の体制」と分割し、具体的な計画をご記入いただく様式に変更します。また、現行様式で設置していた「7. 今後の取り組み予定」については、「5. 自立的・継続的に活動していくための工夫」へ吸収するものとします。

4点目の見直しは、「採点項目を変更する」点です。お手元の資料②-3「採点基準(案)」をご覧ください。「I. 公益性」に「④事業の成果を市民へ提示できる形で法人自身が確認しようとしているか。」という項目を新設し、配点は3点満点とします。

また、「II. 計画性」を「II. 実現可能性」に変更し、「⑦収支予算の内容は適切か。」を「⑦事業計画・収支予算の内容は適切か。」と表現を改めるものです。さらに、事業の自立・発展を促進するため、「III. 自立性」のうち、「⑧」の項目を5点満点とし、「IV. 発展性」のうち、「⑩」の項目も5点満点と変更します。

5点目の見直しは、「団体希望寄附の繰越可能期間を変更する」点です。従来の繰越期間は1年間としていましたが、2年間に変更することで、補助申請1回目の活動等により募った団体希望寄附を、一般寄附の補助申請が不可となる4回目以降に活用できる制度へ改めます。資料②-1「枚方市NPO活動応援基金の補助内容の見直しについて」の図で表しますと、青色の「①」・「②」、黄色の「③」、赤色の「④」は、同一事業の補助回数を表します。その下の緑色の直線は、申請初年度の団体が集めた団体希望寄附を表します。団体が令和5年4月に補助金交付を受け、12月までに募った緑色の団体希望寄附は、従来であれば「令和6年度に実施する事業である②」又は「令和7年度に実施する事業である③」の補助申請でのみ対象団体は補助金交付申請が可能となります。今回の見直しでは、「令和8年度に実施する事業である④」の補助申請でも集めた団体希望寄附を活用できるように繰越期間を延長します。

最後に、補助内容の見直しではありませんが、前年度までの状況を踏まえた変更として、補助対象外経費の追加を行います。補助対象外経費の詳細につきましては、募集要項の説明と合わせて行います。

続きまして、資料③「枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項(案)」の説明をい

たします。お手元の資料③をご覧ください。前年度の募集要項から内容の変更を提案する部分につきましては、変更部分に着色をしていますが、文言の軽微な変更等は着色を一部省略しております。今年度の募集要項については、先ほど説明いたしました見直しの内容を基に、募集要項の事務局案を作成しています。

では、募集要項の全体の説明をいたします。長い説明となり大変申し訳ございませんが、ご了承下さい。資料③「募集要項案」の1ページ目の上段をご覧ください。申請受付期間は、令和5年2月1日（水）から24日（金）までの3週間程度を予定しています。

「1. 対象団体（応募資格）」は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱に基づき、あらかじめ支援対象団体として登録されたNPO法人としています。

次に「2. 補助対象事業」についてですが「枚方市内を中心に行う特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動に係る事業で、法令・条例・規則等に違反するものではなく、要件をすべて満たす事業」を補助対象事業としています。具体的な要件は、①「主たる効果が枚方市内で生じる公益的な事業、または主に枚方市民を対象とした事業であること。」②「補助金の交付を受けようとする年度内に実施及び完了する事業であること。」③「特定の個人または団体の利益となる事業でないこと。」④「営利活動、政治活動、選挙活動または宗教活動を目的とした事業でないこと。」⑤「枚方市及びその関係機関から他の補助等を受けている、または受けることが決定している事業でないこと。」⑥「介護保険等の公的制度による給付の対象となる事業でないこと。」⑦「登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと。」以上の7つを要件としています。

2ページ目にお進み下さい。次に「3. 補助対象経費」についてです。補助金の交付の対象となる補助対象経費は、補助対象事業に要する「人件費」、「印刷製本費」、「会議費」、「旅費交通費」、「通信運搬費」、「消耗品費」、「備品購入費」、「負担金」、「賃借料」等としており、「団体の運営に係る経常的な経費」及び「団体の構成員の会合に係る経費」、「補助対象と認められた事業実施期間外の支出経費」、「食糧費」、「関連団体への委託等に係る費用」、「人件費・旅費を除く団体の構成員へ支出を行う経費」については、補助対象経費としません。

また、「備品購入費」については、あらかじめ上限額を設けてはいませんが、事業審査において妥当性を審査することとしています。「団体の運営に係る経常的な経費」とは、家賃、光熱水費、団体内部で使用する備品・文具類・書籍の購入等や、法人の経常的な運営に係る人件費を指しています。ただし、対象事業実施に係る人件費については対象としています。さらに、今年度からは、「事業実施期間外に支出された経費」のうち、事業実施期間内に当該事業を実施するにあたり必要な経費 かつ 前払いが必須等の事情により事業実施期間外に支出された会場使用料等については、対象経費とします。ただし、事前に審査を行った費目であり、実績報告において、対象事業に係る費用であることを証する書類の提出を必須とします。最後に、申請団体における関連団体とは、補助金の交付申請を行う団体の構成員が役員等を兼務する団体や資本関係のある団体を指します。

3ページ目にお進み下さい。

つづきまして「4. 補助内容」について具体的に説明していきます。最初に、寄附積立額の範囲内において補助対象事業費を補助し、補助金の交付申請ができるのは1団体1事業とします。さらに、令和5年度(2023年度)以降に補助金の交付があった事業については、補助金交付回数が3回に到達するまでは、一般寄附を活用した補助金の交付申請が可能とします。つまり、一般寄附の活用は1事業3回まで、団体希望寄附の活用は無制限という制度となります。

それでは、補助金交付額を説明いたします。「一般寄附を活用した補助金」の交付額は、令和5年度(2023年度)以降の対象事業の補助金交付回数により異なります。1回目は、上限30万円とし、補助対象経費全額、2回目は、上限30万円とし、補助対象経費の3/4以内、3回目は、上限30万円とし、補助対象経費の1/2以内となります。

「団体希望寄附からの補助金」の交付額は、補助対象経費に対する補助割合を設けず、対象団体への寄附金を上限とし、一般寄附のように補助割合は設けません。「一般寄附からの補助金」と「団体希望寄附からの補助金」の2種類の寄附を合わせて補助金の交付を申請することも出来ます。その場合は、「団体希望寄附からの補助金の交付額」に加えて、補助対象経費から「団体希望寄附からの補助金の交付額」を除いた額に対する「一般寄附を活用した補助金の交付額」を申請することが出来ます。補助金交付額については、寄附積立額の状況や事業の内容等を勘案して、審査会における審査の結果、申請額より減額される可能性があります。以上が補助内容の説明です。また、先ほど資料①で説明いたしました寄附積立額についても、記載しています。

4ページ目にお進み下さい。「5. 応募方法」についてです。申請に必要な提出書類の提示や、受付期間を再度記載しています。提出書類につきましては、法人の負担軽減の観点から、枚方市に既に提出されている書類、前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録の提出を不要としています。

5ページ目にお進み下さい。次に、「6. 対象事業の選考審査について」は、審査会におけるプレゼンテーションの進め方や、時間配分について説明をしています。プレゼンテーション審査の開催日については、本日皆様のご予定を伺ったうえで、日程を調整いたします。なお、事務局で事前確認を行い、過去に補助を受けた事業と同一であるか事前審査を行うと記載していますが、今年度は初年度となるため、事前確認のみを行います。

6ページにお進み下さい。資料②-3で説明いたしました補助事業選定にかかる「審査基準」について、記載しています。具体的には、Ⅰ公益性、Ⅱ実現可能性、Ⅲ自立性、Ⅳ発展性、Ⅴ情報発信性の5項目における14の具体的項目について、それぞれの配点の範囲で採点し、その合計点により審査し、採点の上位の団体から補助対象として、その補助対象の補助金累計額が寄附積立額を超えない範囲で補助する旨を記載しています。

7ページにお進み下さい。こちらでは「7. 補助に関する手続き等の流れ」を示しています。大まかな流れといたしましては、「補助事業の募集」を2月24日までを行い、「事業の審査」を3月開催予定の審査会にて行います。その後、「補助事業・補助額の決定」5月上旬に実施し、9月に中間報告を求め、事業完了後の3月末日までに事業実績報告の受付を行います。また、補助金の交付を受けた団体が、市民や寄附者に事業の報告を行う「事業実施報告会」の開催等についても記載しています。

8 ページにお進み下さい。「8. 補助金の交付決定のあった事業実施について」では、交付決定後の手続きについて、記載しています。

以上が、資料③「枚方市 NPO 活動応援基金補助事業募集要項（案）」についての説明です。

続きまして、資料④として、申請に必要な「交付申請書」、「事業計画書」、「事業収支予算書」をお示しさせていただいております。募集要項の内容に関する説明は以上です。

今年度につきましては、補助事業募集に係る説明会は開催せず、個別相談での対応をいたします。各団体に対する説明や問合せ対応については、今年度の登録団体 10 団体のうち、全く初めて申請を行う新規団体が 2 団体であることを踏まえまして、電話や窓口で個別に対応できるものと考えています。

以上が、案件（1）「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」の説明です。

海老原会長

それでは、ただいまご説明のあった内容について順番に検討したいと思います。

まず、資料①「枚方市 NPO 活動応援基金補助可能額（令和 4 年 12 月 31 日現在）」に関してご意見はありますか。今年度の寄附状況については、今年度新たに団体登録を行った法人が団体希望登録を集めている点が嬉しいことだと感じています。

各委員

意見なし

海老原会長

ご意見がなければ、このまま承認とさせていただきます。

続きまして、資料②-1「枚方市 NPO 活動応援基金の補助内容の見直しについて」に関するご意見はありますか。

山田副会長

前回審査会の意見を反映し、補助内容の見直し案を作成いただいたと思われませんが、1 事業 3 回までとし補助割合を段階的に変更する見直しの経過措置の考え方で確認したい点があります。令和 4 年度以前に補助対象となっていた事業と同一事業を今年度申請する場合、令和 5 年度を 1 回目とし、毎年度の審査結果にもよりますが、令和 7 年度まで連続して一般寄附を活用可能と考えて良いでしょうか。

事務局

お見込みのとおりです。

山田副会長

団体への説明会を開催しない方針であると事務局から説明がありましたが、この経過措置については、過去に補助を受けていた団体が疑問に思われる部分かと感じますので、事務局から丁寧に説明を行っていただきたいものです。

海老原会長

1 事業 3 回までという部分の説明については、団体の不安を払拭できるように事務局が個別のフォローをお願いします。

他にご意見はございませんか。

○ 海老原会長

補助割合が段階的に変更となる部分について事務局へ確認ですが、1回目に30万円補助を受けた事業が3回目で30万円補助を受けようとする、事業規模を拡大する必要があるということで良いでしょうか。

○ 事務局

1回目に30万円の補助を受けた事業が3回目で30万円の補助を受けようとする、60万円分の補助対象経費が発生する事業となるため、事業規模が拡大するものと思われます。

○ 海老原会長

5つ目の見直しである「団体希望寄附の繰越可能期間を変更する」点については、前回の審査会で協議を行っていない点ですが、登録団体が集めた団体希望寄附を一般寄附からの補助額が段階的に少なくなる3回目まで活用できる仕組みとなるため、良い見直し案であると思われます。

○ 山田副会長

「団体希望寄附の繰越可能期間を変更する」点については、現在団体希望寄附の繰越があるにもかかわらず団体登録を行っていない法人にとっても活用できる機会が増えるため、良いと思われます。事務局から当該団体へ団体希望寄附の繰越金額を伝え、来年度の団体登録につながるようにフォローをお願いします。

○ 事務局

単年度で集まった団体希望寄附が1万円程度などの少額であった場合、3年度貯めて最後の年度で申請を行うことも可能と事務局では考えています。

○ 海老原会長

他に意見はございませんか。なければ、資料②-1「枚方市NPO活動応援基金の補助内容の見直しについて」に関する議論は以上といたします。

続きまして、資料②-2「様式第4号(事業計画書)・様式第5号(事業収支予算書)」のご意見をお伺いいたします。

○ 山田副会長

「様式第4号(事業計画書)」の記入例において、「1. 事業の目的」の「長期的な視点」のうち、「(2) 動機・きっかけ」に関する部分で気になる点があります。市民活動を行うきっかけは、自身の身の回りに関する些細な「気づき」や「ジブンゴト」である団体が多いと思われますので、もう少し具体的な事例にいただいた方が良いと感じます。例えば、子ども時代に田んぼだった場所がほとんど集合住宅になっていることに気づいて農業支援に取り組みたいと感じたなど、自分に関することにいただいた方が団体にとって分かりやすいと思われます。

○ 海老原会長

山田副会長のご意見を踏まえて、記入例を見ると、確かに高尚すぎるように感じます。もう少し身近なきっかけを例とした方が良いかもしれません。事務局で表現の再検討をお願いいたします。

記入欄をスリムに設定しているため、団体側も1～2行程度の簡条書きで良いと感じることができ、心理的な負担の軽減になるように思われます。

他にご意見はございませんか。なければ、資料②-2「様式第4号(事業計画書)・様式第5号(事業収支予算書)」に関する議論は以上といたします。

続きまして、資料②-3「採点基準(案)」及び資料③「募集要項案」のご意見をお伺いいたします。

○ 北委員

資料②-3「採点基準(案)」の「I. 公益性」について、具体的項目「④」が追加されて4項目となっていますが、他の基準と比べてバランスが悪いように感じます。

具体的項目「①」と「②」は同じ意味と思われるため、1つの項目にまとめて、「①+②」を「①」とし、「③」を「②」とし、「④」を「③」として3項目にすることはいかがでしょうか。3項目にまとめた場合、「I. 公益性」の「③」の点数を3点満点とするか、5点とするかも検討しなければならないと思います。

○ 海老原会長

北委員のご意見に関するものやその他のご意見はありますか。

○ 山田副会長

「I. 公益性」の配点は、他の審査基準よりも配点を高くすべきでないかと考えています。

また、事務局への質問にもなりますが、採点審査時にある程度の点数で足切りを行うかどうか検討することも大切であると思われまます。現行では、足切りを行わず点数順に採決を行っていますが、例えば6割の点数に満たない団体は採決しないとするなど足切りの実施を検討することも必要と感じました。

○ 海老原会長

その他のご意見はございますか。

○ 中嶋委員

「I. 公益性」の項目を3つにまとめ、配点を高くする案については、賛成です。配点を高くする場合は、「①+②」にまとめた項目を5点にする方が良いと感じます。

足切りを設ける案については、少し難しいのではないかと感じました。団体の書類作成能力の不足や審査基準を新しくすることで審査委員の主観の統一を初年度に実施することは困難ではないかと懸念します。

○ 海老原会長

それでは、「I. 公益性」の項目及び配点について、意見を集約できればと思います。「①」と「②」の項目を1つにして「①」、「③」を「②」、「④」を「③」として3項目にまとめ、「①」と「②」の項目を1つにした「①」の配点を5点とし、「③」を「②」、「④」を「③」とする項目の配点を3点とするものです。審査基準ごとの配点は、「Ⅲ. 自立性」、「Ⅳ. 発展性」と同じ11点満点となります。

○ 中嶋委員

申請を検討している団体にとって、申請のハードルを下げるという観点から「④」の項目の表現について提案があります。申請団体にとって、採点基準の部分は申請書のどの部分で評価されるかが分かりやすい方が親切かと思われまます。

「④」の部分については、資料②-2「様式第4号(事業計画書)」の「1. 事業の目的」のうち、単年度の視点で記入する「(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその

確認方法」の部分でしか中心的に採点を行うことができないと思われるので、表現を揃えて、「事業が枚方市民に与える効果とその確認方法を十分に検討しているか」という文言にするのはいかがでしょうか。配点については3点満点で良いと感じます。

○ 海老原会長

中嶋委員から申請書のどの部分で採点されるか明確に提示するため、審査基準の文言と申請書の文言をある程度揃えてはどうかとご提案いただきました。

その他ご意見はございますか。

○ 山田副会長

「Ⅰ. 公益性」と「Ⅲ. 自立性」、「Ⅳ. 発展性」の項目数と合計点を揃えることや中嶋委員のご意見に賛成です。事務局案の合計点の表記に誤記があるため、併せて修正をお願いします。募集開始まで時間がないため、文言の案まで具体的に決める必要があると思われる。

○ 中嶋委員

事務局が画面共有で表示している「事業が枚方市民に与える効果とその確認方法を十分に検討しているか」という案で良いと思われます。確認方法については、資料②-2「様式第4号(事業計画書)」において、「参加者数を確認・参加者にヒアリングを行うなど」と例示しているため、団体も求められている方法が分かりやすいと思われます。

○ 山田副会長

資料②-2「様式第4号(事業計画書)」における事業効果の確認方法の例示については、より分かりやすく「参加者数を確認・参加者にヒアリングやアンケートを行うなど」としてはいかがでしょうか。

○ 海老原会長

それでは、事務局の修正案を採用し、「①+②」を「①」で5点満点、「③」を「②」として3点満点、「④」の文言を「事業が枚方市民に与える効果とその確認方法を十分に検討しているか」と改めるとともに「③」として3点満点とし、資料②-2「様式第4号(事業計画書)」における事業効果の確認方法の例示を「参加者数を確認・参加者にヒアリングやアンケートを行うなど」と修正することで良いでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

それでは、「Ⅰ. 公益性」の審査基準については以上といたします。

先ほど、審査において足切り基準を設けるという案があり、審査基準の変更初年度であるため、今年度においては足切り基準を設けることは難しいのではないかとご意見もありました。この点について、その他のご意見はございませんか。

○ 山田副会長

足切り基準を設けることを提案しましたが、ほとんどの団体がクリアできる最低限で良いと考えています。今後、補助申請団体の申請額が補助可能額よりも少ないときに、あまりにも点数の低い申請があった場合、その団体へ補助を行うか検討が必要となる場面も想定できますので、対応できる制度とすべきではないかと感じました。

○ 海老原会長

私の意見となりますが、その場合は足切り基準ではなく、各審査基準が全く0点となる申請については、補助できないという判断になるのではないかと思います。

足切り枠ではなく審査基準の項目が丸々評価できない申請が問題であり、その申請を点数で表すことがなかなか難しいように感じました。

○ 山田副会長

全ての項目の合計点の順に補助団体を決定していく仕組みであるため、例えば公益性の項目の合計が0点となるバランスの悪い申請であっても、その他の項目が良ければ、補助団体の枠に入ってくるのではないかと感じます。

○ 海老原会長

審査において、合議制でそもそも補助事業として採用しないという判断もできるかもしれせん。

足切り基準を設ける場合、何点程度が望ましいといったご意見はありますか。

○ 山田副会長

他市などの状況を見るとだいたい6割が多いと思われます。今回の45点満点ですと、27点程度になるのではないのでしょうか。今後足切り基準を設けるといった視点も必要になるのではと思い本提案を行ったため、今年度は様子見として見送っても良いと考えています。事務局が画面共有を行っている過去の採点状況を見ると、6割の足切り基準だと厳しい様子ですね。

○ 海老原会長

今年度の審査での得点を見て、来年度以降に足切り基準を準備していくのはいかがでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

それでは、採点基準案について、他にご意見はありませんか。

○ 北委員

「Ⅱ. 実現可能性」の概要について、「自主的、自立的に事業を遂行する能力があるか。」と表現されていますが、先ほどの申請書における採点部分を明確する観点から見ると、事業計画書において「能力」に対応する部分がないように感じます。通常、新規事業やスタートアップ企業へ投資の判断を行う場合、事務的な能力はもちろんですが、対面形式のプレゼンテーション審査において団体側の表情等から熱意・意欲を感じるかという点も重要になってくるものと思われます。

そこで提案ですが、「Ⅱ. 実現可能性」の審査基準における「⑦事業計画・収支予算の内容は適切か。」という具体的項目を「⑥実施スケジュールと体制は整っているか。」と統合し、新たに「熱意・意欲を感じるか」という項目を追加することはいかがでしょうか。能力を初対面で判断することは難しいように感じます。

○ 海老原会長

審査基準の概要に記載している「事業を遂行する能力があるか」を判断することは難しいため、事務局が提案している具体的項目「⑥」へ「⑦」を統合し、新たに「⑦熱意・意欲を感じるか」という項目を3点満点で追加するという案をいただきました。

その場合、概要の部分の文言はそのままが良いのでしょうか。

○ 北委員

語彙がきつく感じます。「意思又は意欲があるか」程度の表現とした方が良いのではないのでしょうか。「実現可能性」という言葉も団体にとっては厳しく感じるため、「実現できるか」などの表現が良いと感じます。

○ 山田副会長

「事業を遂行や実現できる能力」というものが伝わりにくいものであるという視点には同意です。しかし、事業を遂行するうえで、事務能力や知識・経験、必要なスキルが求められる場面があり、その体制を整えることができているかという点は、プレゼンテーション審査において、加点できる部分となるように感じます。例えば、子どもにかかわる事業を行う上で、保育士資格を有する人を配置できる場合は、遂行できる能力がプラスアルファされる部分であると感じます。

北委員のご意見は正しいと感じますが、意欲や熱意があるという点は公益的な事業を行う際は当たり前ものと考えます。その部分をどのように審査するかという議論が必要なのではないのでしょうか。

○ 海老原会長

審査基準の根本にかかわる部分と思われませんが、他にご意見はございませんか。

○ 山田副会長

北委員の提案された現行の事務局案の「⑥」と「⑦」を統合するという点は良いと感じますが、文言としては「事業計画・収支予算の内容が適切であり、実施スケジュールと体制は整っているか。」と順序を逆にしてはいかがでしょうか。

また、審査基準の概要はそのままとして、熱意・意欲を測る項目を新設した方が良いと考えます。

○ 中嶋委員

判断が難しい部分であると感じます。本基金の目的は、補助金の申請をきっかけに、団体自身の能力を高めてほしいというものであり、提案型事業の事業者選択をするものではないと考えています。その目的を鑑みると、最も良い事業を選択するための基準ではなく、事業を実施できる能力が総合的にあるかを検証するための基準を設ける必要があります。北委員からご提案いただいた意欲・熱意を測る項目を追加することも重要であると思うので、能力と熱意を確認できる項目の両方必要ではないのでしょうか。

○ 北委員

公益的な事業を行うにあたって熱意・意欲があるのは当たり前ではありますが、経営的な視点から見ると、熱意・意欲にもレベルがありますので、今回提案を行いました。山田副会長や中嶋委員のご意見を伺うと、スキルや経験値を測ることも重要と感じました

ので、経験値やスキルという言葉が審査基準から見えてくるように変更することはいかがでしょうか。

○ 海老原会長

ご意見をまとめると、1つ目の提案は「⑥」と「⑦」を統合し、事業計画や予算、スケジュールといった総合的な実施計画を評価する項目を設ける案となります。確かに、

従来の「⑥」の評価が高い団体は「⑦」の評価も高くなると思われます。結果的に計画をしっかりと作成する団体はその部分のみで6点の加点を得ていたと感じますので、項目を統合することには賛成です。

2つ目の提案は、意欲や熱意を図る項目を新設するという案です。プレゼンテーション審査において、意欲や熱意がどの程度であるかを読み取って評価を行うものであり、大切な視点であるかと思ひます。熱意の項目を設けることで、審査基準の概要における「遂行する能力」という部分の解釈について、「熱意・意欲を届けることで評価される」と申請団体にとっては、申請のハードルが下がる部分があるのではないかと思ひられます。

3つ目の提案は、北委員と山田副会長のご意見を合わせて、概要部分に「遂行する能力」という文言を残すとともに、「経験やスキル」の文言を付け加えることはいかがでしようかというものです。

○ 山田副会長

「経験やスキル」の文言を付け加えるとすれば、具体的項目「⑤」～「⑦」のどの部分で評価するかという視点も必要となります。例えば、「実施スケジュールと体制は整っているか。」の「体制」という部分で評価することも考えられます。

また、配点も1つの項目を5点満点として、他の審査基準の総合計点を合わせて11点満点とする必要があるように感じます。

○ 海老原会長

現在の事務局案の具体的項目の「実施スケジュールと体制は整っているか。」で読み取るということですね。

○ 山田副会長

体制には、人やスキルも含まれていると感じますので、その項目を5点満点とすることはいかがでしようか。

○ 海老原会長

スキルや経験値を評価する場合、事業計画書のどの部分へ団体に記載いただくものでしようか。「4. 事業実施の体制」の部分でしようか。

○ 山田副会長

「4. 事業実施の体制」の「(1) 人員体制」の項目説明の文言を変更し、人員体制において、スキルや経験値も記入が必要となることを示すのはいかがでしようか。

記入例で例えると、単に「市民農園のスタッフ5名」とするのではなく、「市民農園のスタッフ5名、うち農業経験者を3名含む」と記入いただけるようにする必要があると思ひます。

○ 海老原会長

委員皆さまの意見を踏まえると、審査基準「Ⅱ. 実現可能性」の概要の文言はそのままとし、現行の事務局案の「⑥」と「⑦」を統合し「⑤」に繰り上げ、配点を5点満点に変更、現行の「⑤」を「⑥」とし、新設で熱意・意欲を評価する項目を「⑦」に設置するというものです。全体の合計点が47点満点となりますが、皆さまいかがでしようか。

○ 各委員

異議なし

海老原会長

その他の審査基準に関するご意見はございませんか。

各委員

意見なし

海老原会長

それでは資料②-3「採点基準(案)」に関する審査会からの意見は以上といたします。
資料②-2「様式第4号(事業計画書)」の具体的な修正については、会長と事務局で調整するよう一任いただくもので良いでしょうか。

各委員

異議なし

海老原会長

それでは、資料③「募集要項案」についてご意見はございませんか。

山田副会長

2ページの「3補助対象経費」について、食糧費は対象外としていますが、飲食費のことでよろしいでしょうか。過去に子ども食堂を実施する団体の食材費は補助対象としており、法人にとって分かりにくい表現と思われる。

全体的に文章を続けて記載されているため、読みにくいように感じます。対象経費と対象外経費で段落などを区切って、読みやすい文章としてはいかがでしょうか。

また、「【参考】主な費目名称及びその内容」の項目へ「その他の経費」を追加し、注釈として、「補助対象経費となる費用は、当該事業にかかる費用のみ」とあえて記載してはいかがでしょうか。

備品購入費の説明は、消耗品費との切り分けが難しいものもあり、「原則リース又はレンタルで調達してください」という文言を足すことはいかがでしょうか。他市では、2万円を超える物品の購入は備品購入費とするという規定がありますが、備品購入費と消耗品費の切り分けは、どのように考えるものでしょうか。

次に、4ページの「5応募方法」の「③提出先」について、市民活動課と記載いただいておりますが、もう少し丁寧に連絡先等をご記入してはいかがでしょうか。受付方法は、持参もしくは郵送である場合、必着の締め切り時間を再度記載することも必要と思われる。

海老原会長

備品購入費については、一般企業などの場合は最低10万円以上とすることが多いように感じます。ただし、補助額の上限が30万円であるため、一般企業等と基準を揃えると用途などを掴むことが難しくなると思われる。他市の2万円という基準は、補助額の1割を超える場合は、備品購入費とするなど独自の基準を設けているように感じます。

山田副会長のご意見をまとめると、まず1点目として、「3補助対象経費」の説明文について、対象経費と対象外経費で改行した文章とすることご提案です。

2点目は、備品購入費については、上限は設けませんが、下限の基準を設けて明示した方が良いのではというご提案です。基準については、事務局はどのように考えていますか。

事務局

購入した物品が消耗しやすいものであるかという視点で切り分けているため、明確な金額を設定することは難しいと考えています。事務局としては、審査時に物品の内訳をご提示いただいて、個別に判断することが望ましいと思われま

○ 海老原会長

それでは1点目・2点目に続いて、3点目のご提案ですが、食糧費という表現を飲食費と変更するというものです。事務局はどのように考えていますか。

○ 事務局

行政内部における予算費目の表現で食糧費と表記しており、具体的には会議時の飲食などを想定しているため、飲食費と変更しても差し障りはないものと考えています。子ども食堂等の食材費については、材料費で計上されていたため、区別を行っていません。

○ 海老原会長

4点目は、「【参考】主な費目名称及びその内容」の項目を確認し、団体が予算案を作成されると思われま

すので、「その他の経費」という項目を追加し、例示を行ってはどうかというものと、注釈として、「補助対象経費となる費用は、当該事業にかかる費用のみ」と記載するというご提案をいただきました。山田副会長のご提案については、補助申請のハードルを下げる改善と思われま

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

それでは、4ページの「5応募方法」についてもご意見をいただいています。団体にとって、提出先が分かりやすくなるように丁寧な記載へ修正をお願いいたします。

○ 山田副会長

提出方法や受付方法も持参又は郵送と記載をお願いいたします。

○ 事務局

本補助申請の受付方法は、持参のみとさせていただいております。事前相談については、メールでも対応していますが、書類の添付漏れ等がないかを対面で確認しているため、正式な申請については、窓口受付のみとなります。現状でも書類の不足や誤記などが多いため、窓口で修正箇所を伝えています。

○ 海老原会長

それでは、持参のみである旨が分かるように記載をお願いいたします。

○ 山田副会長

不備が多い状況は理解しましたが、他市ではメールでの受付を行っているところもあるため、今後は検討していただければと思います。

○ 津浦委員

窓口受付のみというのであれば、8ページの「申請書類の提出・問合せ先」については、「申請書類の問合せ先」のみとした方が良いのではないのでしょうか。申請書類の提

出と表現してしまうと、郵送やメールでの受付も可能と誤解を招いてしまうように感じます。

海老原会長

事務局は、8ページについても修正をお願いいたします。また、郵送やメールでの受付を行わない旨を5ページへ記載いただければと思います。

それでは、資料③「募集要項案」について、他にご意見はございませんか。

各委員

意見なし

海老原会長

「案件（1）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」は以上とさせていただきます。

<案件（2）その他>

海老原会長

では、次の案件「（2）その他」について、事務局より何か報告事項等がありますか。

事務局

第4回審査会の開催日程につきまして、この場で候補日をお伺いできればと考えております。第4回審査会につきましては、応募のあった補助事業の審査を対面形式で実施するものです。補助事業の応募状況にもよりますが、3月18日から28日までの間で午後1時頃から夜間にかけて委員皆さまがより多くご出席いただける日程で調整できればと検討しております。

日程のエクセルを画面に表示いたします。

海老原会長

それでは、1日ずつ読み上げますので、出席できない場合のみ、挙手をお願いいたします。

< 日程調整 >

それでは、一番皆さまがご出席いただける日は、3月20日でよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

海老原会長

ありがとうございます。では、その他、事務局より何か報告事項等がありますか。

事務局

只今ご協力いただきました、次回審査会の正式な依頼文書は、後日送付させていただきます。所要時間は、申請団体数にもよりますが午後8時頃までかかる場合も考えられます。年度末のお忙しい時期とは存じますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

海老原会長

それでは、これもちまして、令和4年度第3回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を終了します。本日はありがとうございました。